

第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・公表

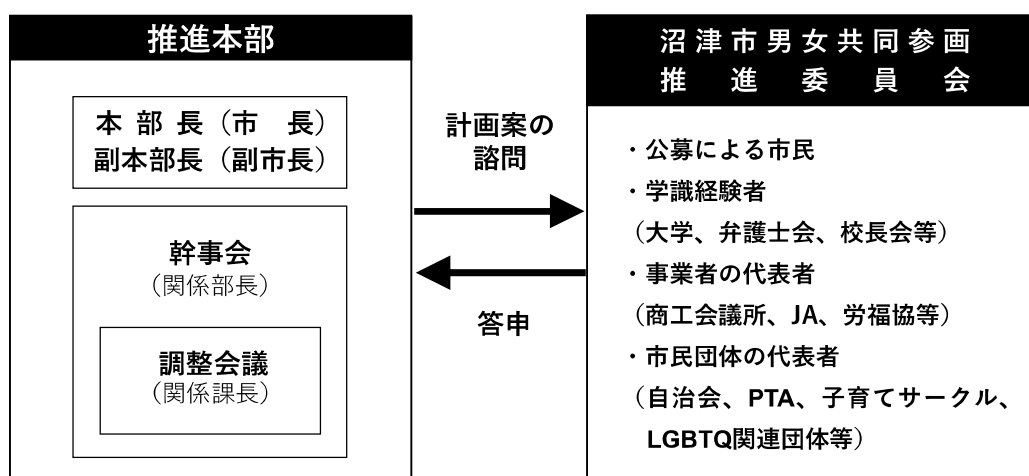
1 推進体制

(1) 沼津市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする庁内組織で、計画の策定及び施策の実施を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 沼津市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策の円滑な推進のために組織され、本計画をはじめ男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議します。



2 計画の進捗状況

本計画の推進施策の実施状況などを、毎年取りまとめ、点検・評価を行い、施策の実現に努めます。

また、この実施状況について「沼津市男女共同参画推進委員会」は、意見を述べることができます。なお、市は計画の実効性を高めるため、実施状況報告書を公表します。